

(4) 内子町



① 各種の相談窓口について

……お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病に関すること ・子どもの病気や障がいに関する不安や悩み ・病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み ・同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど 	認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室 〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	電話/FAX : 089-916-6035 E-mail : lafamille@cc-sodan.jp	平日 第1・3土曜日 10:00~17:00
障害者手帳に関する こと 福祉サービスに関する こと	内子町役場 保健福祉課 〒795-0392 喜多郡内子町平岡 甲168番地	電話 : 0893-44-6154 FAX : 0893-44-4116	平日 8:30~17:15
保育所や幼稚園、 一時預かりについて	内子町役場 こども支援課 〒795-0392 喜多郡内子町平岡 甲168番地	電話 : 0893-23-9255 FAX : 0893-23-9090	平日 8:30~17:15
病気や障がいのある 子どもの就学に関わ る相談について	内子町教育委員会 学校教育課 〒795-0392 喜多郡内子町内子 1515番地 (内子分庁)	電話 : 0893-44-2124 FAX : 0893-44-6137	平日 8:30~17:15
子育て、発達、虐待、 不登校、いじめ、非 行など、子どもに関 すること、子育てに 関することについて	内子町役場 こども支援課 〒795-0392 喜多郡内子町平岡 甲168番地 (医療費、児童手当、 児童扶養手当等)	電話 : 0893-23-9255 FAX : 0893-23-9090	平日 8:30~17:15

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
子育て、発達、虐待、不登校、いじめ、非行など、子どもに関すること、子育てに関することについて	内子町子育て支援センター 〒791-3310 喜多郡内子町 城廻275番地1	電話：0893-44-6355	平日 8：30～17：15
	内子町教育委員会 学校教育課 〒795-0392 喜多郡内子町内子 1515番地（内子分庁）	電話：0893-44-2124 FAX：0893-44-6137	
子どもの医療費に関すること 手当てや 助成について	内子町役場 こども支援課 〒795-0392 喜多郡内子町平岡 甲168番地 (医療費、児童手当、 児童扶養手当等)	電話：0893-23-9255 FAX：0893-23-9090	平日 8：30～17：15
	内子町役場 保健福祉課 〒795-0392 喜多郡内子町平岡 甲168番地 (医療費、特別児童扶養 手当等)	電話：0893-44-6154 FAX：0893-44-4116	
難病に関すること	八幡浜保健所 健康増進課 〒796-0048 八幡浜市北浜 1丁目3番37号	電話： 0894-22-4111(代表) FAX： 0894-22-0631 E-mail： yaw-kenkozosin@ pref.ehime.lg.jp	平日 8：30～17：15
発達障がいに関すること	内子町役場 こども支援課 〒795-0392 喜多郡内子町平岡 甲168番地	電話：0893-23-9255 FAX：0893-23-9090	平日 8：30～17：15
	内子町こども支援課 発達自立支援センター (町民会館2階) 〒795-0392 喜多郡内子町平岡 甲168番地	電話：0893-23-9255 FAX：0893-23-9090	

② 子育て支援について

……子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。

※各事業の日程は変更する場合があります。広報、町ホームページにてご確認ください。

●内子町安心子育てガイドブック

……妊娠から出産、子育てに役立つ情報や相談窓口などの内子町の子育て関連施策を1冊にまとめた『内子町安心子育てガイドブック』を令和3年3月に作成しました。冊子は、母子健康手帳交付時に配布するほか、転入時にはこども支援課で配布します。また、町内在住の中学生までのお子様のいる家庭につきましては順次配布予定です。

URL : https://www.town.uchiko.ehime.jp/uploaded/life/130718_234801_misc.pdf



●妊娠がわかったら

……妊娠がわかり、産婦人科等で「妊娠届出書」の発行を受けたら、「母子健康手帳」の交付を受けましょう。健診や妊娠・出産についての相談など、お手伝いをしていきます。

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
母子健康手帳の交付	妊娠届出時に保健師が状況をお伺いし、母子健康手帳や必要な受診券などを発行します。また、安心な出産や充実した子育ての準備に向けてのプランを一緒に作成します。	内子町に住民登録のある妊婦	内子町役場 保健福祉課 (内子町保健センター) 〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話：0893-44-6155 FAX：0893-44-3831
妊婦一般健康診査	お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、妊娠が順調に経過しているかどうかを確認するための健康診査です。母子健康手帳交付時に、費用の一部が助成される受診券を発行します。		
妊婦歯科健康診査	母子健康手帳交付時に受診券を発行します。妊娠中に1回、無料で歯科健診を受けることができます。		
妊婦訪問相談	相談希望があれば、いつでも保健師・管理栄養士が訪問し、個別相談に応じます。来所・電話での相談も可能です。		

●母子保健事業

名称	内容	対象	場所	問い合わせ先
新生児聴覚検査	すべての新生児に対し、聴覚検査費用の一部を助成します。	新生児	出産した医療機関	内子町役場 保健福祉課 (内子町保健センター) 〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-44-6155 FAX： 0893-44-3831
赤ちゃん訪問	お子さんの健やかな成長や保護者のみなさまが安心して子育てにのぞめるよう、生後4か月以内の赤ちゃんのいるご家庭へ、家庭訪問いたします。	生後4か月以内	ご家庭	
乳児一般健康診査(3～6か月)	県内の医療機関で受けることができます。母子健康手帳と受診票を持参しましょう。	生後3か月～6か月	県内の医療機関	
母乳相談	母乳に関する相談や乳房マッサージ等を行います。	保護者	保健センター	
育児相談	毎月身体計測、育児発達や、栄養等の相談を行います。	乳幼児と保護者	保健センター	
子育て支援ヘルパー	ご家族等から家事・育児の援助が受けられないご家庭に、ヘルパーが訪問してサポートします。 (利用料金：1時間700円)	内子町にお住まいの妊娠中・子育て中の方で日中家事または育児を行う者が他にいない方	利用者本人(及び子ども)がいるご家庭	
離乳食教室	講話・調理実習・試食・相談・身体計測を行います。 (要申込)	生後4か月～5か月のお子さんとその保護者	内子保健センター	
乳児一般健康診査(7～8か月)	身体計測、内科診察、保健指導、栄養指導を行います。	生後7か月～8か月	内子保健センター	
乳児一般健康診査(9～11か月)	県内の医療機関で受けることができます。母子健康手帳と受診票を持参しましょう。	生後9か月～11か月	県内の医療機関	
1歳むし歯予防教室 (1歳 come カム)	むし歯予防の意識を高め、正しい仕上げ磨きや規則正しい生活習慣や食生活のアドバイスをいたします。	1歳頃のお子さんとその保護者	内子保健センター	

名称	内容	対象	場所	問い合わせ先
1歳6か月児健康診査	問診、身体計測、内科診察、歯科健診、保健指導、栄養指導、歯科指導を行います。	1歳6か月～2歳未満	内子保健センター	内子町役場 保健福祉課 (内子町保健センター) 〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-44-6155 FAX： 0893-44-3831
2歳むし歯予防教室 (2歳 come カム)	むし歯予防の意識を高め、正しい仕上げ磨きや規則正しい生活習慣や食生活のアドバイスをを行います。	2歳頃のお子さんとその保護者	内子保健センター	
3歳児健康診査	身体計測、SVS（屈折検査）、内科診察、歯科健診、保健指導、栄養指導、歯科指導を行います。	3歳～4歳未満	内子保健センター	

○産後ケア事業

……産後のお母さんの不安解消のために助産師が授乳指導や乳房ケア・赤ちゃんの発育、発達の相談など子育てに関するアドバイスを行います。利用には申請が必要です。

対象	内子町に住民票がある出産後1年以内のお母さんとお子さんで下記のいずれかに該当する方 (1) 体調に不安がある方・育児に不安がある方 (2) 母乳育児に不安がある方 (3) ご家族などから産後の支援が受けられない方		
内容	授乳指導や乳房ケア、気分の落ち込みや不安の相談、お母さんの休養、育児についての具体的な指導、赤ちゃんの発育・発達の相談、その他育児相談全般		
利用日数	1回のお産につき宿泊型・日帰り型・訪問型をあわせて7日まで		
対象医療機関	かわばた産婦人科	大洲市東大洲230番地2	電話：0893-23-1103
	よしもとレディースクリニック	大洲市東若宮14番地14	電話：0893-25-7780

■利用料や利用の流れ、利用可能な施設などはHPをご覧ください。

<https://www.town.uchiko.ehime.jp/site/kosodate/132212.html>

■お問い合わせ先

子育て世代包括支援センター「笑顔（にこにこ）サポート」

(内子町役場 保健福祉課 内子町保健センター内)

〒795-0392 喜多郡内子町平岡甲168番地

電話：0893-44-6155 FAX：0893-44-3831



○内子町子育て支援センター

……子育て支援センターは、どなたでも気軽に利用ができ、ゆったりと過ごせる場です。子育て中の親子の交流の場の提供や子育て相談、援助、地域における子育て講演会や講習会などを実施しています。

また、一時的に支援を必要とする方にベビーシッターを紹介する事業も行っています。

- ・ 開館時間：午前9時～午後5時
- ・ 休館日：土・日・祝日、年末年始

名称	内容	日時
乳幼児学級	未就園児をもつお母さんたちの子育て学習の場。ママリよくがアップすること間違いなし。	毎月第2月曜日 午前10時～11時
みんなのおはなし会 タンタン	ボランティアさんによる絵本の読み聞かせです。	毎週火曜日 午前10時30分～11時
親子遊び 「きしゃぼつぼ」 「ベビーきしゃぼつぼ」	親子で触れ合って遊びます。バルーン・製作・お誕生日会などをします。	「きしゃぼつぼ」 毎月第4金曜日 午前10時30分～11時
保育園 幼稚園へ行こう	町内の保育園・幼稚園の先生や園児と交流をしたり、園の情報を知ったりすることができます。	—
親子遊び 「きのこっこ」	小田自治センター（スバル）を拠点に親子で四季折々の遊びをします。	第2・4水曜日 午前10時～11時
子どもの服 リユース	おうちに眠っている子ども服を譲り合いませんか。（0～6歳児用・無料）	第4火曜日 午前11時～

■お問い合わせ先

内子町子育て支援センター

〒791-3310 喜多郡内子町城廻275番地1

電話：0893-44-6355



○児童館

……内子町には内子児童館、五十崎児童館の2つの児童館があります。児童館では、18歳未満の全ての児童が安心して生活できるよう自由に遊んだり集ったりすることができます。児童館では、保護者同士の交流を促したり、子どもたちにさまざまな遊びを提供したり、地域の人々と共同で事業を実施したりするため、児童館まつりやクリスマス会などの楽しいイベントや教室などもたくさん実施しています。

■内子児童館

- ・開館時間：午前9時～午後5時
- ・休館日：日・祝日、年末年始
- ・住所：〒791-3301 喜多郡内子町内子2019
- ・電話：0893-44-3101

名称	内容	対象	日時
遊びの広場 につっここ	手遊びや歌、絵本の読み聞かせなど、親子のふれあいを楽しみ、みんなが笑顔になれるように願いを込めています。	0～4歳までの子どもとその保護者	第1・3水・木曜日 午前10時～11時
体験教室	季節の行事に合わせた製作や遊びなどを実施します。	乳幼児親子、小学生～高校生	毎月1回 土曜日
地域とのふれあい交流事業	地域の高齢者の方たちとの交流を通して、生活体験や文化を伝承します。運動会、七夕、お餅つき、七草など	地域の高齢者と子どもとその保護者	—

■五十崎児童館

- ・開館時間：午前9時～午後5時
- ・休館日：日・祝日、年末年始
- ・住所：〒791-0301 喜多郡内子町五十崎甲1288
- ・電話：0893-44-2001

名称	内容	対象	日時
地域とのふれあい交流事業	地域の高齢者の方たちとの交流を通して、生活体験や文化を伝承します。お餅つき、しめ縄づくり、神南荘訪問など	地域の高齢者と子どもとその保護者	—
体験教室	季節の行事やものづくり体験などを楽しみながら学びます。けん玉教室、パン焼き体験、プラ板など	児童館利用対象者 *乳幼児は保護者同伴	—
ママクラブ	やってみたいことを話し合い、ママたちが楽しめる活動をしています。	子育て中の保護者	第1金曜日 午前10時～11時
親子クラブ	親子で歌や製作、表現遊び、季節の行事などいろいろな遊びを楽しんでいます。	未就園児とその保護者	第2・4木曜日 午前10時～11時



○子どもの発達相談・支援について

名称	内容	備考	お問合せ
発達相談 (個別)	お子さんの気になることに公認心理師、言語聴覚士、保健師が相談に応じます。	場所： 内子町役場 こども支援課	内子町役場 こども支援課 発達自立支援センター
さくらんぼ 教室・ ちゅーりっぷ 教室 (個別発達 支援教室)	発達相談で必要とされたお子さんに言語聴覚士・教員経験者・専門の保育士がお子さんに応じたプログラムで個別指導を行います。	実施回数： 月1回程度 場所： 内子町役場 こども支援課	〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-23-9255 (直通) FAX： 0893-23-9090
5歳児健康調査	5歳児（年中児）にアンケートによる健康調査を行い、必要に応じて、相談を実施する。	実施月： 毎年12月頃	
ちょうちょ教室 (集団発達支援 教室)	就園前のお子さんと保護者を対象に小集団での遊びを通じて、発達を促します。	実施回数： 月1回 場所： 五十崎保健 センター	

●参考リンク集

きゅ〜っと、うちっこ 内子町子育て支援サイト
<https://www.town.uchiko.ehime.jp/site/kosodate/>



愛媛子育て応援サイト きらきらナビ
<http://www.ehime-kirakira.com>



③ 手当や年金について

……お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
手 当	児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 15,000円/月（一律） ・ 3歳～小学生 10,000円/月 （第3子以降は15,000円） ・ 中学生 10,000円/月（一律） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の生計中心者で、内子町に住民登録をしており、対象となる子どもを養育している人 ・ 児童の入所施設の設置者、里親 ・ 児童を監護し、生計を共にしている未成年後見人や、父母指定者（父母が国外に居る場合のみ） <p>※所得制限あり</p>	<p>内子町役場 こども支援課</p> <p>〒795-0392 喜多郡内子町平岡 甲168番地 電話：0893-23-9255 FAX：0893-23-9090</p>
	児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童）を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども1人の場合 44,140円～10,410円/月 ・ 2人目 10,420円～ 5,210円/月 加算 ・ 3人目以降 1人につき 6,250円～ 3,130円/月 加算 <p>※令和5年4月改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母が離婚した児童 ・ 父または母が死亡した児童 ・ 父または母が重度の障がいの状態にある児童 ・ 父または母の生死が明らかでない児童 ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 など <p>※所得制限あり</p>	<p>内子町役場 こども支援課</p> <p>〒795-0392 喜多郡内子町平岡 甲168番地 電話：0893-23-9255 FAX：0893-23-9090</p>

	手当	内容	対象	窓口
手 当	特別児童扶養手当	<p>精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。</p> <p>・重度（1級障がい） 53,700円/月 ・中度（2級障がい） 35,760円/月 ※令和5年4月改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が施設に入所していないこと ・障がいを理由とした公的年金を受けられないこと ・受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること 	<p>内子町役場 保健福祉課</p> <p>〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地</p> <p>電話： 0893-44-6154 FAX： 0893-44-4116</p>
	障害児福祉手当	<p>精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。</p> <p>15,220円/月 ※令和5年4月改定</p>	<p>20歳未満で、常時介護が必要であり、身体障がい（1級と2級の一部）や知的障がい（IQ20以下程度）のある児童で、以下の条件である方</p> <p>①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③障害年金などの障がいを支給条件とする公的給付を受けていないこと</p>	
	特別障害者手当	<p>障がいが重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。</p> <p>27,980円/月 ※令和5年4月改定</p>	<p>20歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要であり、障害年金の1級程度の障がい重複しているなど、著しく重度障がいの状態にある方で、以下の条件である方</p> <p>①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③3か月以上連続して入院していないこと</p>	

	手当	内容	対象	窓口
年金	障害基礎年金	<p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級 993,750円/年 + 子の加算 ・ 2級 795,000円/年 + 子の加算 	<p>●20歳前の障がいの場合 20歳前に病気やけがで障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。</p> <p>●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間の国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合に受けることができます。 (一定の保険料納付が必要)</p>	<p>内子町役場 住民課</p> <p>〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話: 0893-44-6152 FAX: 0893-59-2051</p>
制度	心身障害者 扶養共済制度	心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障がいの状態になったりした後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。	<p>障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方</p> <p>①内子町に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。</p>	<p>内子町役場 保健福祉課</p> <p>〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話: 0893-44-6154 FAX: 0893-44-4116</p>



④ 医療費等の助成や給付について

……お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。



●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
子ども医療費助成	入院・通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	0歳から18歳到達最初の3月31日までの間にある児童の保険適用の医療費が対象となります。 各医療保険の一部負担金について、町が助成します。（高額療養費、家族療養費、付加給付金など、医療保険から支給される分を除いた額） ※予防接種、文書料、入院時の差額ベッド代、食事療養標準負担額などは、支給対象になりません。	内子町役場 こども支援課 〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-23-9255 FAX： 0893-23-9090
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭で、所得税が非課税の世帯（ただし、子どもが引き続いて学生の場合は、20歳以上でも可） ※課税世帯の場合も、扶養親族の人数などにより対象となる場合がありますので、お問い合わせください。	
未熟児養育医療給付事業	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児（1歳未満）に対して、その治療に必要な医療費を助成します。給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。	出生時体重が2,000グラム以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院療養を必要と認めた乳児（保護者が内子町内に居住するもの）	

助成・給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定 疾病医療費助成	国の指定する小児の慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。）	八幡浜保健所 健康増進課 〒796-0048 八幡浜市北浜 1丁目3番37号 電話： 0894-22-4111 (代表)
難病の 医療費助成	国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。	指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方で、 ①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たす方、または上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額（10割の額）が33,330円を超える月が年間3回以上ある方 ②内子町内に住所を有している方 ③公的医療保険（国民健康保険や健康保険など）に加入している方、または生活保護受給者	FAX： 0894-22-0631 E-mail： yaw-kenkozosin@ pref.ehime.lg.jp
重度心身障がい 者医療費助成	重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	・身体障害者手帳（1～2級）所持者 ・療育手帳（A）所持 ・身体障害者手帳（3～6級）と療育手帳（B中度）両方とも所持する方	内子町役場 保健福祉課 〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-44-6154 FAX： 0893-44-4116
育成医療 (自立支援医療)	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいをおおそれる児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来障がいを残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③内子町に住民登録があること ※所得制限の要件あり	

内子町

助成・給付	内容	対象	窓口
精神通院医療 (自立支援医療)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	内子町役場 保健福祉課 〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-44-6154 FAX： 0893-44-4116
更生医療 (自立支援医療)	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいについて確実な治療の効果が見込まれる医療に対して、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方 対象となる障がいは、視覚障がい・聴覚障がい・言語障がい・肢体不自由・内部障がい(心臓・腎臓・肝臓・小腸・免疫)です。 ※所得制限等の要件あり	

●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	小児慢性特定疾患児で、事前の申請が必要です。 支給対象となる用具は特殊マットや特殊寝台、歩行支援用具など13種目です。	内子町役場 保健福祉課 〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-44-6154 FAX： 0893-44-4116
補装具の交付・修理	身体障がい者(児)及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の交付、借り受け及び修理に要する費用の支給を行います。	事前に、補装具の必要性が認められた人を対象とします。	

給付	内容	対象	窓口
日常生活用具 給付	障がいのある人や難病等の人 が在宅での日常生活をより円滑 に行うため、日常生活に必要な 用具や住宅改修にかかる費用 の一部を助成します。	<p>原則、在宅で生活する以下の人が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・難病患者等で必要性が認められる方 <p>医療機関や施設等に入院中または入所中の方も医療機関や施設等で支給されない用具については対象とします。</p> <p>ただし、介護保険により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができる方は対象外です。</p> <p>また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。</p>	<p>内子町役場 保健福祉課</p> <p>〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-44-6154 FAX： 0893-44-4116</p>



⑤-(a) 訪問看護について

……訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

*愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P240参照

⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

……障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	内子町役場 保健福祉課 〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-44-6154 FAX： 0893-44-4116
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをともなう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをともなう方	
③	精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	

⑤-(c) 障害福祉サービスについて

○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

*** 愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P240参照**

○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所で受けられます。	小学校就学前の障がいのある子ども（身体障がい児、知的障がい、発達障がい児を含む精神障がい児）	内子町役場 保健福祉課 〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-44-6154 FAX： 0893-44-4116
②	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にある障がい児	
③	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の施設を利用している障がいのある児童	

	サービス	内容	対象	窓口
④	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校・特別支援学校）に就学している障がいのある児童	内子町役場 保健福祉課 〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-44-6154 FAX： 0893-44-4116

* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P240参照

○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	内子町役場 保健福祉課 〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-44-6154 FAX： 0893-44-4116

	サービス	内容	対象	窓口
②	医療型 障害児入所施設	<p>障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病の治療 ・ 看護 ・ 医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・ 日常生活上の相談支援や助言 ・ 身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・ レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・ コミュニケーション支援 	<p>18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した</p> <p>①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児</p> <p>②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童</p>	<p>内子町役場 保健福祉課</p> <p>〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-44-6154 FAX： 0893-44-4116</p>

* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P240参照



● 居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

* 18歳未満も利用可能なサービス

	サービス	内容	対象	窓口
自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	内子町役場 保健福祉課 〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-44-6154 FAX： 0893-44-4116
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	障害支援区分6であって、次のいずれかに該当する方 ①四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の障がい者のうち、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者もしくは最重度知的障がい者 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の点数が、合計10点以上である方 ※障がい児も、区分6に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。	
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上の方 (医療型短期入所は別の要件あり) ※障がい児も利用できる場合があります。	
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。	障害支援区分3以上で、行動関連項目等で条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	障害支援区分以外の条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	

	サービス	内容	対象	窓口
地域生活支援事業	移動支援事業	移動に困難を有する視覚障がい者（児）、全身性障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、発達障がい者（児）等に、円滑に外出できるように、移動の支援を行います。	①身体障害者手帳の肢体不自由1級で、両上肢及び両下肢の等級が1級若しくは2級の機能障がいのある方 ②療育手帳を所持している方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持している方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者 ⑤発達障がいであると診断された方	内子町役場 保健福祉課 〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-44-6154 FAX： 0893-44-4116
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	①児童相談所または知的障害厚生相談所において知的障がいを有すると判定された者 ②身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者 ③医師により発達障がいと診断された18歳未満の者等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者	
	巡回入浴	在宅や通所での入浴が困難な障がい者（児）に対して、巡回訪問し、入浴を行います。	在宅や通所での入浴が困難な障がい者（児）	
	重度障害者入院時コミュニケーション支援	入院時に医療従事者との意思疎通が困難な重度の障がい者に対し、意思疎通支援者を派遣します。	意思疎通が困難で介護者がいない障がい者（児）	
	地域活動支援センター	作業やレクリエーションなどを通して、社会参加（地域との交流）、自立の促進を図ることを目的としたところです。	内子町内に在住する在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	



	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	生活再建までに必要な費用 住宅の賃貸契約を結ぶための費用 など	離職世帯、 低所得世帯	社会福祉法人 内子町社会福祉 協議会
	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 	低所得世帯、 障がい者世帯、 65歳以上の 高齢者の属する 世帯等	〒791-3392 喜多郡内子町 内子1515 内子町役場 内子分庁内 電話： 0893-44-3820 FAX： 0893-44-6135
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用		
	教育支援費 就学支度費	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援費 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するための経費 ○就学支度費 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 		

愛媛県内の各施設は、愛媛県のホームページ「障がいのある方のための施設案内」のページの「指定障害児支援事業所・施設」に掲載されていますのでご覧ください。
https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html



⑥ 入園について

○保育所等の利用について

……子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分	窓口	
幼稚園	なし	3～5歳	新制度に移行していない幼稚園	認定なし	内子町役場 こども支援課 〒795-0392 喜多郡内子町 平岡甲168番地 電話： 0893-23-9255 FAX： 0893-23-9090
			新制度に移行している幼稚園	1号認定	
認定こども園	なし	3～5歳	幼稚園機能部分(1号認定)		
		3～5歳	保育所機能部分(2号認定)		
		0～2歳	3号認定		
保育所	仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合	3～5歳	2号認定		
		0～2歳	3号認定		



⑦ 就学について

●内子町こども支援課 発達自立支援センター

……すべてのこどもが、持てる力や可能性を伸ばすことができるよう環境調整をし、将来の自立と自己実現に向けて、継続的な支援に取り組みます。

お子さんの発達に関することならなんでもご相談ください。

■リーフレット：

https://www.town.uchiko.ehime.jp/uploaded/life/130720_234812_misc.pdf

■問い合わせ先

内子町こども支援課 発達自立支援センター（町民会館2階）

〒795-0392 喜多郡内子町平岡甲168番地

電話：0893-23-9255 FAX：0893-23-9090



●ふれあいルーム（内子町適応指導教室）について

……『ふれあいルーム』では、学校に行こうと思ってもなかなか行けない、不登校傾向にある児童や生徒たちに、居場所としての空間を作り、安心して自分の気持ちや考え、意見を出すことにより、自信を持って行動できるように手助けをしています。

このように個々に応じた自立を促し、適応指導や学習指導等の援助をすることにより、集団生活への適応と学校生活への復帰ができるように支援します。

開設曜日及び時間	火曜日・木曜日（9時00分～15時00分頃） *午前 SST(ソーシャルスキルトレーニング)・学習支援 *午後 コミュニケーションづくり(スポーツ・体験活動等)
実施場所	五十崎自治センター 4F展望室
担当スタッフ	支援者3名 *その他、各学校より応援・ボランティアサポーター
体験活動の内容 (例)	*交流会(教員・民生児童委員・保護者・ボランティアサポーター) *調理実習 *陶芸教室 *社会見学 *大洲ふれあいスクールとの交流会など
問い合わせ先	ふれあいルーム（内子町適応指導教室） 〒795-0303 喜多郡内子町平岡甲185番地1（五十崎自治センター） 電話：0893-43-1261 FAX：0893-43-1261
	内子町教育委員会 学校教育課 〒795-0392 喜多郡内子町内子1515番地（内子分庁） 電話：0893-44-2124 FAX：0893-44-6137

●就学時健康診断

就学予定者に対して、10月頃に実施し、就学予定者の状況を把握して、保健上必要な助言等を行います。例年9月下旬～10月中に在住校区の小学校から各家庭に案内があります。

■問い合わせ先

内子町教育委員会 学校教育課

〒795-0392 喜多郡内子町内子1515番地（内子分庁）

電話：0893-44-2124 FAX：0893-44-6137

●就学先

就学分類	概要	対象
通常学級	通常の学級です。	
通常学級 +通級による指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行います。障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者（身体虚弱者を含む）



●特別支援学級または通級指導教室を設置している内子町内小学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
内子小学校	喜多郡内子町内子3147	0893-44-2849	○	—
大瀬小学校	喜多郡内子町大瀬中央4567	0893-47-0002	○	—
立川小学校	喜多郡内子町立山1272	0893-45-0301	○	—
石畳小学校	喜多郡内子町石畳4631	0893-43-1679	—	—
天神小学校	喜多郡内子町平岡甲455	0893-44-2219	○	○
五十崎小学校	喜多郡内子町五十崎甲1485	0893-44-2024	○	—
小田小学校	喜多郡内子町寺村557	0892-52-2318	○	—

※1 設置状況は2023年度のもので、対象児童の有無により設置状況は変動することがあります。

※2 一定要件を満たす場合は、他校から通級指導教室に通うことができます。

●特別支援学級または通級指導教室を設置している内子町内中学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
内子中学校	喜多郡内子町内子2789	0893-44-3155	○	○
大瀬中学校	喜多郡内子町大瀬中央5880	0893-47-1141	○	—
五十崎中学校	喜多郡内子町平岡甲1569	0893-44-2329	○	—
小田中学校	喜多郡内子町寺村557	0892-52-2317	○	—

※1 設置状況は2023年度のもので、対象児童の有無により設置状況は変動することがあります。

※2 一定要件を満たす場合は、他校から通級指導教室に通うことができます。

*愛媛県内の特別支援学校については、P239参照